（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成23年10月５日

審査請求人　東京都杉並区天沼２―17―７―210
五十嵐一夫
上記の者に送達すべき平成21年12月14日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。
平成 25 年３月 15 日
厚生労働大臣　田村　憲久
（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成23年10月５日

審査請求人　東京都新宿区大久保２―29―14―203
白井　裕光
上記の者に送達すべき平成22年３月29日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。
平成 25 年３月 15 日
厚生労働大臣　田村　憲久
（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成23年11月21日

審査請求人　大阪府寝屋川市石津東町29―６―202
吉原　浩二
上記の者に送達すべき平成21年８月７日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。
平成 25 年３月 15 日
厚生労働大臣　田村　憲久
（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成23年11月21日

審査請求人　千葉県松戸市新松戸３―243グランディアⅡ―101
寺田マリアテレサ
上記の者に送達すべき平成22年11月９日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。
平成 25 年３月 15 日
厚生労働大臣　田村　憲久
（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成23年12月19日

審査請求人　長崎県対馬市厳原町東里303―１
長崎県対馬いづはら病院精神科
本石　久雄
上記の者に送達すべき平成22年４月13日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。
平成 25 年３月 15 日
厚生労働大臣　田村　憲久
（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成23年12月19日

審査請求人　東京都練馬区関町南４―14―53
慈雲堂内科病院Ａ３病棟
多田美すじ
上記の者に送達すべき平成22年８月17日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。
平成 25 年３月 15 日
厚生労働大臣　田村　憲久
（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成23年12月19日

審査請求人　奈良県生駒郡斑鳩町興留５―１―５
エスポアール法隆寺201
橋本　静江
上記の者に送達すべき平成22年12月12日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。
平成 25 年３月 15 日
厚生労働大臣　田村　憲久
（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成24年１月26日

審査請求人　東京都新宿区西新宿６―17―７
藤本　教人
上記の者に送達すべき平成22年12月21日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。
平成 25 年３月 15 日
厚生労働大臣　田村　憲久
（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成24年１月26日

審査請求人　島根県松江市玉湯町玉造1181
青砥　重吉
上記の者に送達すべき平成22年８月30日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。
平成 25 年３月 15 日
厚生労働大臣　田村　憲久
（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成24年１月26日

審査請求人　福岡県福岡市博多区博多駅東２―９―25アバンダント84―914
張本　欣子
上記の者に送達すべき平成22年10月21日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。
平成 25 年３月 15 日
厚生労働大臣　田村　憲久
（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成24年１月26日

審査請求人　埼玉県ふじみ野市苗間501―10松本荘202
畠元幸四郎
上記の者に送達すべき平成23年９月27日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。